

由利本荘市環境基本計画中間評価書

平成31年3月

秋田県由利本荘市

環境基本計画における環境施策の中間評価

本計画は、平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間として平成25年3月に策定され、6年が経過する中、第4章において「良好生活周辺環境」、「自然共生環境」、「資源循環低炭素環境」の3つから成る環境施策を展開しております。

中間評価において、目標に対し概ね順調に推移しており、市民アンケート調査結果の満足度にも反映されております。

目標に達している項目においては、維持、または、より良好な状態を保ち、達成していない項目は、更なる取り組みを行います。

中間評価はA、B、Cの3段階の評価で行う。それぞれの区分と評価基準は以下のとおりとする。

評価段階	達成基準
A	計画を上回る取り組みである
B	一部で計画と同等又はそれ以上の取り組みがみられるものの、計画を下回る取り組みがある
C	計画を下回る取り組みである

第4章 環境施策の展開

第1節 良好生活周辺環境 ~健康で快適な生活環境の継承~

(1) 大気環境

大気環境を維持または改善するためには、大気汚染物質の発生源となり得る工場、事業場や自動車走行について、引き続き対策の整備を図ります。【環境基本計画P19～P20】

〈目標〉

① 大気汚染に関する環境基準の維持、達成をし、達成している場合はより良好な状態を保持します。

環境指標	目 標	平成28年度
二酸化硫黄	環境基準の達成の維持 (1日平均値の年間 2%除外値が0.04ppm以下)	0.002ppm 環境基準達成
二酸化窒素	環境基準の達成の維持 (1日平均値の年間 98%値が0.06ppm以下)	0.010ppm 環境基準達成
浮遊粒子状物質	環境基準の達成の維持 (1日平均値の年間 2%除外値が0.10mg/m ³ 以下)	0.031mg/m ³ 環境基準達成
光化学オキシダント	環境基準の達成 (昼間の時間帯における1時間値が0.06ppm以下)	0.085ppm(最高値) 環境基準超過
ダイオキシン類	環境基準の達成の維持 (年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下)	0.0083pg-TEQ/m ³ 環境基準達成

※1 大気汚染に係る環境基準(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号、昭和48年6月12日 環大企第143号)

※2 二酸化窒素に係る環境基準(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)

※3 ダイオキシン類に係る環境基準(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

※4 大気測定期局(尾崎小学校)

※5 大気測定結果(平成29年版秋田県環境白書)

② 目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、大気に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度(「満足」「やや満足」の割合)	
	平成23年度	平成30年度
空気のきれいさ	84.0%	87.0%
空気のにおい	74.3%	77.4%

〈中間評価〉

評価：B

大気汚染については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は環境基準を達成しており、良好な状態に保たれております。光化学オキシダントについては全県的に高いレベルにあり、本市においても環境基準を達成しておりませんが、大気汚染防止法に定める大気汚染注意報の発令基準（0.12ppm）は下回っており、直ちに人への健康に影響が現れるというものではありません。

アンケート調査においては、大気に関する満足度が向上しております。

(2) 水・土壤環境

水・土壤環境を今後も維持しさらなる向上に努め、発生源対策として家庭から排出される生活排水良化のため、公共下水道や農業集落排水施設等の整備を促進し、市民への意識啓蒙を図ります。【環境基本計画P21～P22】

〈目標〉

- ① 水質汚濁に関する環境基準の維持、達成をし、達成している場合はより良好な状態を保持します。

環境指標	目 標	平成28年度
環境基準健康項目	環境基準の達成の維持 (カドミウム、全シアン等27項目)	全項目 環境基準達成
環境基準生活環境項目	環境基準の達成の維持 (pH、BOD等5項目)	大腸菌群数のみ 環境基準超過
ダイオキシン類	環境基準の達成の維持 (年平均値が、公共用水域1pg-TEQ/L以下、 底質150pg-TEQ/g以下)	環境基準達成

※1 水質汚濁に係る環境基準(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

※2 ダイオキシン類に係る環境基準(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

※3 水質測定水域(子吉川上、中、下流、石沢川、芋川、衣川、西目川)

※4 水質測定結果(平成29年版秋田県環境白書) 健康項目は、アルキル水銀を除く26項目

- ② 地下水に関する環境基準の維持、達成をし、達成している場合はより良好な状態を保持します。

環境指標	目 標	平成28年度
地下水の環境基準	環境基準の達成の維持 (カドミウム、全シアン等28項目)	全項目 環境基準達成
ダイオキシン類	環境基準の達成の維持 (年平均値が、地下水1pg-TEQ/L以下)	環境基準達成

※1 地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)

※2 ダイオキシン類に係る環境基準(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

※3 地下水水質測定地(大内三川、東由利老方、葛岡)

※4 ダイオキシン類測定地(黒沢、東由利館合、鳥海町小川、土谷)

※5 地下水測定結果(平成29年版秋田県環境白書) PCB 及びアルキル水銀を除く26項目

- ③ 土壤中のダイオキシン類に係る環境基準の維持、達成を継続します。

環境指標	目 標	平成28年度
土壤の環境基準	環境基準の達成の維持 (1,000pg-TEQ/g以下)	0.038pg-TEQ/g 環境基準達成

※1 ダイオキシン類に係る環境基準(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

※2 土壤中のダイオキシン類測定地(旧八塩小学校)

※3 土壤の測定結果(平成29年版秋田県環境白書)

〈中間評価〉

評価：B

水質汚濁については、大腸菌群数にやや環境基準の超過が見られるものの、その他の生活環境項目、健康項目及びダイオキシン類では環境基準を達成していることから概ね良好な状態を維持しております。

地下水については、環境基準を達成しており、良好な状態を維持しております。

土壤についても環境基準を達成しており、良好な状態を維持しております。

(3) 騒音・振動・悪臭

騒音や振動については、全般的に問題が少なく静かで良好な生活環境が保たれておりますが、一般家庭や飲食店等から発生する近隣騒音や悪臭は、生活様式の多様化に伴い相談や苦情も発生しております。これらについては、人によって感じ方が異なるため、個々の事由に対し適切な対策を講じます。【環境基本計画P23～P24】

〈目標〉

- ① 騒音・振動・悪臭に関して生活に支障のないレベルを維持するとともに、苦情、相談件数を現在より減らします。

内容	件数	
	平成23年度	平成29年度
騒音	2件	2件
振動	0件	1件
悪臭	8件	8件

※23、29年度における騒音、悪臭案件は異なった内容である。

- ② 目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、騒音、振動、悪臭に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度(「満足」「やや満足」の割合)	
	平成23年度	平成30年度
空気のにおい	74.3%	77.4%
生活環境の静かさ	76.8%	78.0%

〈中間評価〉

評価：B

これまで市民からの騒音、振動、悪臭への苦情、相談に対しては的確に対応がなされておりますが、今後も様々な事案に対し適切な対策を講じます。

アンケート調査においては、騒音、振動、悪臭に関する満足度が向上しております。

(4) 快適空間

公園緑地については、市民がやすらぎ自然とふれあえる空間として、また身近な公園として地域における交流空間の創設に努めます。河川緑地については、自然環境の保全を図りながら自然学習の場として整備し、事業所や家庭での植樹など、公園以外の緑地の確保も進めます。【環境基本計画P25～P26】

〈目標〉

- ① 公園緑地に関して、誰もが使いやすくより魅力のある空間整備に努め、利用者の増加を目指します。
- ② 目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、快適空間に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度(「満足」「やや満足」の割合)	
	平成23年度	平成30年度
自然と建造物の 調和した景観	41.2%	44.1%
水辺環境の美しさ・ きれいさ	55.7%	62.7%

〈中間評価〉

評価：B

公園緑地については、市民が利用しやすいよう地域の特性を活かしながら整備が進められております。

アンケート調査においては、快適空間に関する満足度が向上しております。

第2節 自然共生環境～自然と人との共存～

(1) 自然保護

本市のすぐれた自然是、将来へ引き継がなければならない大切な資産であり市民共有の財産であるため、自然環境の重要性を認識し、自然と共に生きるために良好な状態を保全します。【環境基本計画P27～P28】

〈目標〉

- ① 本市における森林面積割合を一定以上に維持します。

環境指標	目 標	平成27年度
森林整備計画	森林面積割合の達成の維持 (平成21年度 75.8%)	75.7%

(※資料 由利本荘市森林整備計画、秋田県利用区分別、地域区分別(市町村別)土地利用現況)

- ② 農業振興地域内の農用地面積を一定以上に維持します。

環境指標	目 標	平成29年
農業振興地域整備計画	農用地面積割合の達成の維持 (平成23年 11.3%)	11.3%

(※資料 由利本荘市農業振興地域整備計画)

- ③ 目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、自然保護に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度(「満足」「やや満足」の割合)	
	平成23年度	平成30年度
水辺環境の美しさ・きれいさ	55.7%	62.7%
山や森林の緑の美しさ	80.5%	77.9%

〈中間評価〉

評価：B

森林面積及び農業振興地域内の農用地面積は、同水準を維持しております。

アンケート調査においては、自然保護に関するもののうち「水辺環境の美しさ・きれいさ」では満足度が向上しておりますが、「山や森林の緑の美しさ」では満足度が低下していることから、今後も引き続き緑化推進などの取り組みを行います。

(2) 動植物環境

豊かな自然が残されている本市ですが、社会経済活動や生活環境の変化による野生動植物へ与える影響が考えられるため、生物多様性の保全施策の充実とその重要性の普及啓発に努めます。【環境基本計画P29～P30】

〈目標〉

- ① 動植物の生態系を守るため、生息、生育場所等の自然環境を安定的に維持保全します。

環境指標	目 標	平成30年度
自然環境保全地域	現状の維持・保全 (南由利原、丁岳、親川、加田喜沼、笹森山の5箇所)	5箇所
自然公園	現状の維持・保全 (鳥海国定公園の1箇所)	1箇所
鳥獣保護区	現状の維持・保全 (石脇、祓川、小菅野等21箇所)	21箇所

(※資料 秋田県版レッドデータブック、秋田県鳥獣保護区等位置図)

- ② 目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、動植物環境に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度（「満足」「やや満足」の割合）	
	平成23年度	平成30年度
鳥や魚、植物などの 身近な生物の豊かさ	68.2%	64.1%

〈中間評価〉

評価：B

自然環境保全地域、自然公園及び鳥獣保護区については、同じ箇所数を維持しながら保全が図られております。

アンケート調査においては、動植物環境に関する満足度が低下していることから、自然環境を保全する意識づくりの普及啓発を図ります。

(3) 自然景観、歴史的・文化的環境

本市の歴史にちなんだ文化的資産や芸術文化、数ある桜の名所は、次代へ引き継がなくてはならない市民共有の財産であるため、自然と調和した景観の保全と活用を図り、郷土づくりを進めます。【環境基本計画P31～P32】

〈目標〉

- ① 芸術文化の振興と文化財保護を推進します。

- ② 「さくら満開のまちづくりグランドデザイン」に基づき良好な自然景観の保全と創出を計画的に行います。

- ③ 目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、自然景観に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度（「満足」「やや満足」の割合）	
	平成23年度	平成30年度
自然と建造物の 調和した景観	41.2%	44.1%

〈中間評価〉

評価：B

優れた芸術文化や文化財にふれる機会の拡充が進められ、教育普及活動を展開中です。また、芸術文化活動への支援も継続しております。

さくらに関しては、計画的な植栽や生育管理を行うなど、良好な自然景観が保全、創出しております。

アンケート調査においては、自然景観に関する満足度が向上しております。

第3節 資源循環低炭素環境～資源循環型社会の構築と地球環境保全～

(1) 廃棄物対策

これまで以上に市民、事業者、行政の三者が協働して、ごみの減量化に努め、効率的な廃棄物処理と環境負荷の少ない循環型社会の構築を推進します。

また、人目につかない場所での不法投棄が後を絶たないことから、警察署との連携強化による原因者究明や、ごみの適正排出の普及啓発などにより未然防止を図ります。

【環境基本計画P33～P34】

〈目標〉

- ① ごみの量を抑制・削減します。

環境指標	目標	平成29年度
家庭系ごみの総排出量	推計量以下の家庭系ごみの総排出量抑制 平成27年度 推計254.7kg/人→目標253.7kg/人	251.8kg/人
事業系ごみの総排出量	推計量以下の事業系ごみの総排出量抑制 平成27年度 推計1.82t/事業所→目標1.65t/事業所	1.85t/事業所
最終処分量	現状以下の最終処分量抑制 平成22年度 4,835t→目標年度 4,734t	3,786t

(※資料 一般廃棄物処理実態調査(環境省))

② 不法投棄物の発生量を抑制・削減します。

環境指標	目 標	平成29年度
不法投棄物	現状以下の発生量の抑制 (平成23年度 回収量 3,790kg)	6,860kg

〈中間評価〉

評価：B

ごみの総排出量については、家庭系ごみが減っているものの事業系ごみが若干増えていることから、引き続き事業者によるごみ減量化の推進が求められます。最終処分量については、着実に抑制、削減されております。

不法投棄物の発生量については、年度によってバラツキがあるものの箇所数については減少していることから、引き続き環境監視パトロールや防止啓発看板、監視カメラの設置などにより対策を講じます。

(2) 資源リサイクル

本市では、家庭から排出される資源ごみの割合が、全国平均と比較し低い割合となっていることから、再資源化の向上を図るため、資源ごみの分別を徹底します。

【環境基本計画P35～P36】

〈目標〉

① 資源物の再生利用量を一定割合以上に維持します。

環境指標	目 標	平成29年度
直接資源化量	ごみの回収における資源物割合の維持・向上 (平成22年度 2,882t(9.8%))	2,146t(8.0%)
総資源化量	ごみの総量における資源物割合の維持・向上 (平成22年度 3,425t(11.7%))	2,626t(9.8%)

(※資料 由利本荘市地域循環型社会形成推進地域計画、一般廃棄物処理実態調査(環境省))

② 目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、ごみの資源化に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度(「満足」「やや満足」の割合)	
	平成23年度	平成30年度
資源回収の取り組み	51.7%	56.1%

〈中間評価〉

評価：B

民間スーパーなどの、店頭回収による資源リサイクルへの取り組みや、人口減少などにより、ごみの総排出量が減っていることなどから、資源物の再生利用量については減少しており、今後も資源ごみ分別の徹底など、再資源化に向けた取り組みを推進します。

アンケート調査においては、ごみの資源化に関する満足度が向上しております。

(3) バイオマス有効利活用

本市では、市内に賦存するバイオマスを貴重な財産と捉え、循環型社会への転換を進めるために、市民、事業者、行政が連携し、協働しながらバイオマстаうんの実現に向けた取り組みを推進します。【環境基本計画P37～P38】

〈目標〉

① バイオマスの利活用率の向上を目指します。

環境指標	目 標	平成29年度
廃棄物系バイオマス	炭素換算利用率の向上 (平成22年度 80.2%→目標達成年度 90.7%)	80.3%
未利用系バイオマス	炭素換算利用率の向上 (平成22年度 20.0%→目標達成年度 36.8%)	25.2%

(※資料 由利本荘市バイオマстаうん構想)

② 各バイオマスの利活用を総合的に推進しバイオマстаうんの形成を目指します。

〈中間評価〉

評価：C

廃棄物系バイオマスについては、利活用率が僅かな向上に止まっており、また未利用系バイオマスについては、木質バイオマスチップなどにより、利活用率が向上しているものの目標には達していないことから、今後も各バイオマスの利活用率向上に向けた取り組みをさらに推進します。

(4) 再生可能エネルギー・省エネルギー対策

今後のエネルギー利用については、定常的に資源が補充され枯渇することのない再生可能エネルギーの導入促進や、家庭や事業所などの積極的な省エネルギー対策に努めます。【環境基本計画P39～P40】

〈目標〉

- ① 太陽光や風力などの再生可能エネルギー発電設備によるエネルギー創出量について、現在よりも増加を目指します。

再生可能エネルギー		目標	平成29年度
太陽光発電	住宅用太陽光発電設備の普及 (平成23年度時点 158件、定格出力合計 約758kW)	660件、2,912kW (10kW未満)	
風力発電	風力発電基数の増加 (平成23年度時点 18基、定格出力合計 32,600kW)	47基、109,431kW	
小水力発電	小水力発電箇所の増加 (平成23年度時点 1箇所、定格出力 740kW)	1箇所、740kW	

(※資料 再生可能エネルギー発電設備の導入状況等(資源エネルギー庁)、風力発電の導入状況(秋田県))

- ② 目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、エネルギーに関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度(「満足」「やや満足」の割合)	
	平成23年度	平成30年度
省エネルギーの取り組み	23.7%	27.7%

〈中間評価〉

評価：A

太陽光発電及び風力発電については、件数、定格出力共、着実に増加しており、今後も再生可能エネルギー発電設備の建設が計画されていることから、さらなる増加が見込まれます。

アンケート調査においては、エネルギーに関する満足度が向上しております。

(5) 環境教育・環境学習

今日の環境問題は、一人ひとりのライフスタイルに起因するものが多いため、個人や事業者の環境意識の向上や環境配慮行動の実践なくしては解決することが困難です。今後は、恵み豊かな環境に対して高い関心を持ち、率先して環境に配慮した行動を起こすことができるよう理解を深めていきます。【環境基本計画P41～P42】

〈目標〉

- ① 目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、環境活動に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度(「満足」「やや満足」の割合)	
	平成23年度	平成30年度
環境にやさしい事業活動の活発化	21.5%	22.8%
市民の環境活動の活発化	21.1%	25.1%

- ②目標達成年度での環境に関するアンケート調査において、環境学習に関する満足度を現在よりも向上させます。

アンケート調査項目	満足度(「満足」「やや満足」の割合)	
	平成23年度	平成30年度
環境学習への 参加のしやすさ	12.1%	16.6%
環境に関する 情報入手のしやすさ	12.8%	16.4%

〈中間評価〉

評価:A

アンケート調査において、環境活動に関する満足度、環境学習に関する満足度、共に向上しております。

※ アンケート調査は、環境に関して感じていることや意見要望を調査し、計画作成に反映していくことを目的として、平成23年11月に実施しましたが、中間評価を行う上で、同様のアンケート調査を平成30年8～9月にも実施しております。

平成23年度

項目	市民
対象	市民(19歳以上の男女)から無作為に抽出した1,000人
調査方法	郵送による配布及び回収
有効回答率	45.6%(456/1,000)

平成30年度

項目	市民
対象	市民(19歳以上の男女)から無作為に抽出した2,000人
調査方法	郵送による調査(郵送依頼郵送回収と郵送依頼ネット回答のいずれか)
有効回答率	28.7%(574/2,000)